

○請負工事成績評定要領等の制定について

鉄業契第25号

鉄計積第19号

平成17年10月31日

改正 平21.2.27 鉄業契39号・鉄計積25号

平27.3.31 鉄業契150326004号・鉄計積150326003号

平29.3.27 鉄業契170327017号・鉄計積170327008号

平31.3.28 事監契190318006号・技企190318002号

令3.2.10 事監契210204001号・技企210204001号

令4.3.8 事監契220307001号・技企220307001号

令5.3.24 建企技230324001号・建企契230324001号

鉄道建設本部本社内各長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

請負工事成績評定要領等の制定について（通達）

請負工事及び役務（以下「工事等」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し工事等に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定等を図るため別紙1の請負工事成績評定要領、別紙2の請負作業成績評定要領及び別紙3のVE提案等評定要領を定めたので、別紙1及び別紙2については平成17年11月14日以降しゅん功又は完了する業務から、また、別紙3については、同日以降契約手続きを開始する業務から当該要領に基づき的確かつ公正に評定を実施されたい。

なお、請負工事成績評定要領等の制定について（平成15年10月1日付け鉄業契第8号・鉄計積第4号通達）は、平成17年11月13日限り廃止する。

## 別紙1

### 請負工事成績評定要領

#### 1 目的

この要領は、請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、的確かつ公正な評定の実施を図り、もって受注者の適正な指名・選定に資することを目的とする。

#### 2 評定の対象

評定は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。なお、平成31年4月1日以降契約する工事は、対象外とする。

#### 3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第56条第1項に規定する監督員をいう。
- (2) 「補助監督員」とは、当該工事を担当する職員のうち、監督員から評定を指示された者をいう。
- (3) 「検査員」とは、契約事務規程第60条第2項又は契約事務規程第67条第3項に規定する検査員をいう。

#### 4 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、補助監督員及び検査員とする。

#### 5 評定方法

- (1) 評定は、工事毎に、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者各々が独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 評定の結果は、様式1の工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

#### 6 評定の時期

検査員は検査を実施したとき、監督員及び補助監督員は出来形検査の請求があったとき及び工事がしゅん功したとき、それぞれ評定を行うものとする。

#### 7 評定表の提出

評定者がそれぞれ評定を行ったときは、しゅん功検査員又は出来形検査員は、評定表の評定点合計欄に点数を記入の上、遅滞なく、当該評定表を地方機関の長に提出するものとする。

#### 8 評定の結果の通知

地方機関の長は、工事がしゅん功した場合において、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式2により通知するものとする。

#### 9 評定の修正

- (1) 地方機関の長は、8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。
- (2) 地方機関の長は、(1)の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

#### 10 説明請求等

- (1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知を行った地方機関の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
- (5) (1)及び(2)については、8又は9の通知において明らかにするものとする。

#### 11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、成績評定評価委員会の審議を経て書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

様式1 (甲)

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日

工 事 名		
工 事 区 分		
契 約 金 額	当 初 最 終	当 初 最 終
契 約 工 期	当初	最終
しゅん功年月日		
出来形検査年月日	第 回	
しゅん功検査年月日		
受 注 者 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
監 督 員 氏 名		
補 助 監 督 員 氏 名		
出 来 形 検 査 員 氏 名		
しゅん功検査員氏名		
監 督 員 評 定 点		
補 助 監 督 員 評 定 点		
出 来 形 検 査 員 評 定 点		
しゅん功検査員評定点		
評 定 点 合 計		

様式1 (乙)

工事成績評定表作成上の注意事項

- 1 工事成績評定表（以下「評定表」という。）は、契約1件ごとに、出来形検査又はしゅん功検査の都度評定表を作成すること。
- 2 工事区分欄には、別表の区分に従い記入すること。
- 3 発注のときに複数の工事種類を競争参加資格として求めた場合は、競争参加資格として求めた全ての工事種類及び工事種類ごとに按分した契約金額を記載すること。
- 4 受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体名を受注者名欄に記入すること。
- 5 工事がしゅん功した場合の評定点合計は、次の計算式により算定し、小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入すること。

(1) 出来形検査がない場合

$$\text{評定点合計} = \text{監督員評定点} \times 0.25 + \text{補助監督員評定点} \times 0.25 + \text{しゅん功検査員評定点} \times 0.5$$

(2) 出来形検査がある場合

$$\text{評定点合計} = \text{監督員評定点} \times 0.25 + \text{補助監督員評定点} \times 0.25 + \text{出来形検査における評定点合計の平均点} \times 0.2 + \text{しゅん功検査員評定点} \times 0.3$$

- 6 出来形検査の場合の評定点合計は、次の計算式により算定し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位で記入すること。

$$\text{評定点合計} = \text{監督員評定点} \times 0.25 + \text{補助監督員評定点} \times 0.25 + \text{出来形検査員評定点} \times 0.5$$

- 7 一部しゅん功の場合の評定点合計は、5に準じて算定するものとし、最終しゅん功のときは、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位で記入した一部しゅん功及び最終しゅん功の評定点合計と金額により加重平均した数値を記入すること。

〔例示〕 請負金額1千万円の工事において、2百万円と8百万円に工事を分割し、それぞれ評定点が79.6点と70.4点であった場合の計算式

$$\begin{aligned} \text{加重平均値} &= 79.6 \text{点} \times \frac{200}{1000} + 70.4 \times \frac{800}{1000} \\ &= 72 \text{点} \end{aligned}$$

## 別表

## 工事区分の表示方法

「工事区分」は、工事種類を基本として次のとおり表示するものとする。

工 事 種 類	工 事 区 分
土木	土木（土工）、土木（開さく）、土木（橋りょう）、土木（トンネル）、土木（シールド）、土木（その他）
建築	建築
鉄骨鉄けた	鉄骨鉄けた
軌道（軌道）	軌道（軌道）
軌道（レール溶接他）	軌道（レール溶接他）
プレストレストコンクリート	プレストレストコンクリート
電力機器	電力機器（変電）、電力機器（電力）
電力線路	電力線路（電車線）、電力線路（電力）
情報制御設備	情報制御設備（信号）、情報制御設備（通信）
管	管（給排水衛生）、管（冷暖房他）
機械	機械
塗装	塗装
建築付帯	建築付帯
舗装	ほ装
さく井	さく井

様式2

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

### 工 事 成 績 評 定 通 知 書 (修正※)

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領【第9項※】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの書面の日付から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

### 記

1 工事名

2 工事種類

3 工期 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

4 しゅん功検査年月日 〇年〇月〇日

5 評定点 〇〇点 (ただし、VE評定点〇点を含む。)

項目別評定点は別表のとおり

【5 修正評定点※ 〇〇点 [評定点が修正された場合のみ]】

6 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長宛て

7 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社〇〇部契約課

TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 1 VE評定点がない場合は、下線部を削る。

2 ※評定点に修正があった場合に記載する。

別表

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	(1) 施工体制一般	／ 点
	(2) 現場代理人	／ 点
	(3) 主任（監理）技術者	／ 点
2. 施工状況	(1) 施工状況一般	／ 点
	(2) 工程管理	／ 点
	(3) 安全対策	／ 点
	(4) 対外関係	／ 点
3. 出来形及び品質	(1) 出来形	／ 点
	(2) 品 質	／ 点
4. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	／ 点
5. 工事施工環境施工条件による割増し		／ 点
6. 技術提案の履行状況		点
評定点合計		／ 点

\* 項目別評定点の合計は小数点の四捨五入の関係で評定点と合わない場合があります。



様式3

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。  
本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇支社に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。  
疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答

3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長宛て

4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社〇〇部契約課

Tel.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

様式4

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答

## 別紙2

### 請負作業成績評定要領

#### 1 目的

この要領は、請負作業の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、的確かつ公正な評定の実施を図り、もって受注者の適正な指名・選定に資することを目的とする。

#### 2 評定の対象

評定は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負作業について行うものとする。

#### 3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第56条第1項に規定する監督員をいう。

(2) 「検査員」とは、契約事務規程第60条第2項に規定する検査員をいう。

#### 4 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員及び検査員とする。

#### 5 評定方法

(1) 評定は、作業毎に、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者各々が独立して的確かつ公正に行うものとする。

(2) 評定の結果は、様式1の作業成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

#### 6 評定の時期

検査員は完了検査を実施したとき、監督員は業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

#### 7 評定表の提出

評定者がそれぞれ評定を行ったときは、検査員は、評定表の評定点合計欄に点数を記入の上、遅滞なく、当該評定表を地方機関の長に提出するものとする。

#### 8 評定の結果の通知

地方機関の長は、作業が完了した場合において、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該作業の受注者に対して、評定の結果を様式2により通知するものとする。

#### 9 評定の修正

(1) 地方機関の長は、8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。

(2) 地方機関の長は、(1)の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該作業の受注者に通知するものとする。

#### 10 説明請求等

(1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知を行った地方機関の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
- (5) (1)及び(2)については、8又は9の通知において明らかにするものとする。

#### 11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、成績評定評価委員会の審議を経て書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

様式1

作業成績評定表

年 月 日

件 名		
業 種 区 分		
契 約 金 額	当 初	最 終
契 約 履 行 期 間	当 初	最 終
完 了 年 月 日		
完 了 検 査 年 月 日		
受 注 者 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
照 査 技 術 者 氏 名		
監 督 員 氏 名		
検 査 員 氏 名		
監 督 員 評 定 点		
検 査 員 評 定 点		
評 定 点 合 計		

※評定点合計は、監督員評定点と検査員評定点の合計の小数点以下第1位を四捨五入し、整数で記入すること。

様式2

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

作業成績評定通知書（修正※）

貴社が受注した作業について、請負作業成績評定要領【第9項※】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの書面の日付から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 件名

2 業種区分

3 履行期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

4 完了検査年月日 〇年〇月〇日

5 評定点 〇〇点

【5 修正評定点※ 〇〇点〔評定点が修正された場合のみ〕】

6 送付先 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長宛て

7 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社〇〇部契約課

Tel 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（注）※評定点に修正があった場合に記載する。

様式3

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

### 作業成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。  
本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた  
日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇支社に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。  
疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社長宛て
- 4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社〇〇部契約課  
Tel.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

様式4

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

作業成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答



## 別表

## 業種区分及び業務内容

業 種 区 分	業 務 内 容
土 木 設 計 調 査	土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等
建 築 設 計 調 査	建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等
電 気 設 計 調 査	電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等
機 械 設 計 調 査	機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等
用 地 測 量 調 査	用地に関する調査、測量、登記、財産整理等
測 量	土木測量（踏査測量、線路測量、配線測量、一般土木測量）、建築測量、航空写真撮影、航空測量、航空写真図化等
地 質 調 査	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
環 境 調 査	騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等
財 産 整 理	土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等
電 波 障 害 調 査	テレビ受信障害調査等

## VE提案等評定要領

### 1 目的

この要領は、VE提案等（入札時VE方式及び契約後VE方式におけるVE提案並びに総合評価方式における技術提案をいう。以下同じ。）の評定に関する事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

### 2 対象工事

VE提案等の評定（以下「VE評定」という。）の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事のうち、入札時又は契約締結後に受け付けたVE提案及び技術提案とする。

### 3 VE評定の時期

VE評定の時期は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）
- (2) 当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）
- (3) 供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあつては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき（以下「事後評定」という。）

### 4 評定者

VE評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基本評定及び事後評定の評定者は、技術審査会の設置について（平成17年10月31日付け鉄業契第23号・鉄計積第17号通達）に規定された技術審査会とする。
- (2) 完成時評定は、しゅん功検査員及び監督員の考査を参考の上、技術審査会が行うものとする。

### 5 VE評定の方法

- (1) VE評定は、提案ごとに独立して行うものとする。
- (2) VE提案の考査は、基本評定については、別記様式第1「VE評定考査表（基本評定）」により、完成時評定については、別紙様式第2「VE評定考査表（完成時評定）」、事後評定については、別紙様式第3「VE評定考査表（事後評定）」により行うものとする。
- (3) 技術審査会は、基本評定、完成時評定及び事後評定の結果を踏まえ、当該提案のVE評定を決定するものとする。
- (4) 評定に当たっては、別添1の留意事項を考慮するものとする。
- (5) 評定結果は、別記様式第4「VE提案等評定表」に記録するものとする。

### 6 VE評定結果の報告

技術審査会は、基本評定を行った場合及びVE評定を決定した場合、遅滞なく、地方機関の長に報告するものとする。

### 7 VE評定結果の修正

- (1) VE提案に基づく施工に関し、かし等が発生した場合、技術審査会は、VE評定結果を修正するものとする。

(2) かし等が極めて重大である場合は、V E 評定結果を抹消するものとする。

#### 8 V E 評定結果の通知

(1) 地方機関の長は、基本評定を行った後、当該提案を行った者に基本評定結果を速やかに別記様式第5により通知するものとする。ただし、入札時V E 又は総合評価方式の場合で、競争参加資格確認通知と併せて基本評定結果を通知するときは省略することができる。

(2) 当該提案に基づき工事を行った者については、完成時評定を行った後（事後評定を行う場合は事後評定を行った後）、当該提案を行った者に完成時評定結果（事後評定を行う場合は事後評定結果）を速やかに別記様式第5により通知するものとする。

(3) (1)又は(2)の通知は、7によりV E 評定結果の修正又は抹消を行った場合も同様とする。

#### 9 説明要求

8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、地方機関の長に評定等について説明を求めることができるものとする。

#### 10 説明要求の提出

9の書面の提出先は、地方機関の計画担当課とする。

#### 11 説明要求に対する回答

(1) 地方機関の長は、評定等の通知を受けた提案者から評定等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第6により回答するものとする。

(2) 地方機関の長は、前項の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(3) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

#### 12 再説明要求

11の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができるものとする。

#### 13 再説明要求の提出

12の書面の提出先は、地方機関の計画担当課とする。

#### 14 再説明請求に対する回答

(1) 地方機関の長は、11の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第7により回答するものとする。

(2) 地方機関の長は、前項の回答をする場合、成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

(3) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

別記様式第1

V E 評 定 考 査 表 (基本評定)

平成 年 月 日

地方機関名： 支社

工 事 名							
提 案 業 者 名							
V E 提 案 等 の 時 期	<input type="checkbox"/> 入札時 <input type="checkbox"/> 契約後						
V E 提 案 等 の 採 否	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用						
提 案 に 基 づ く 施 工 の 有 無	<input type="checkbox"/> 施工あり <input type="checkbox"/> 施工なし						
提 案 者 の 契 約 の 有 無	<input type="checkbox"/> 契約あり <input type="checkbox"/> 契約なし						
技 術 審 査 会 開 催 年 月 日	平成 年 月 日						
技 術 審 査 会 主 査 ・ 氏 名	印						
考査項目		着目点			評価		
共通 考 査 項 目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等			a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫 等			a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実 等			a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果 等			a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み 等			a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果 等			a	b	c
個別 考 査 項 目	(具体的に記入)	(具体的に記入)			a	b	c
評 定 結 果	優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。					
	良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。					
	可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。					
	(技術審査会所見記入欄)						

注1) 各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

2) 個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

別記様式第2

VE 評定 考査表 (完成時評定)

平成 年 月 日

地方機関名： 支社

工 事 名							
提 案 業 者 名							
技 術 検 査 年 月 日		平成 年 月 日					
監 督 員 所 属 ・ 氏 名		印					
しゅん功検査員所属・氏名		印					
技 術 審 査 会 主 査 ・ 氏 名		印					
考査項目		着目点			評価		
監 督 員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか 等			a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督職員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか 等			a	b	c
	(所見記入欄)						
し ゅ ん 功 検 査 員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか			a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか 等			a	b	c
	性能の発揮 (性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入)	提案通りの性能が得られたか  ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。			a	b	c
	(所見記入欄)						
評 定 結 果	a	提案を上回る優れた成果が得られた。					
	b	提案通りの成果が得られた。					
	c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。					
	(技術審査会所見記入欄)						

- 注1) 考査項目については、VE提案等に係る部分に着目し記入する。  
 2) 各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。  
 3) 評定は、しゅん功検査員が監督員の考査も参考にした上で素案を作成し、技術審査会の承認を得て決定する。

別記様式第3

VE 評定 考査表 (事後評定)

平成 年 月 日  
 地方機関名： 支社

工 事 名		
提 案 業 者 名		
事後評定年月日		平成 年 月 日
技術審査会主査・氏名		印
考査項目		着目点
性能の発揮 (性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入)		規定されている性能を満たしているか    ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。
評定結果	a	規定された性能を満たしている。
	b	規定された性能を満たしていない。
	(技術審査会所見記入欄)	

別記様式第4

V E 提案等評定表

平成 年 月 日  
 地方機関名： 支社

工 事 名	
提 案 者 氏 名	
V E 提 案 等 の 時 期	<input type="checkbox"/> 入札時 <input type="checkbox"/> 契約後
V E 提 案 等 の 採 否	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用
提 案 に 基 づ く 施 工 の 有 無	<input type="checkbox"/> 施工あり <input type="checkbox"/> 施工なし
提 案 者 の 契 約 の 有 無	<input type="checkbox"/> 契約あり <input type="checkbox"/> 契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契 約 金 額	当初： 最終：
工 期	当初：平成 年 月 日 最終：平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
基 本 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
技 術 審 査 会 主 査 ・ 氏 名	
基 本 評 定	優 良 可
完 成 時 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
しゅん功検査員所属・氏名	
技 術 審 査 会 主 査 ・ 氏 名	
完 成 時 評 定	a b c
事 後 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
事 後 評 定	a b
V E 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
技 術 審 査 会 主 査 ・ 氏 名	印
V E 評 定	VI V IV III II I

注1) 本様式は、V E 提案等評定の確定時に作成する。

- 2) 同一工事で入札時、契約後双方にV E 提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。
- 3) 完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する
- 4) 技術審査会主査・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。
- 5) 基本評定とV E 評定の関係は提案の採用、不採用により、以下の通りとする。

V E 評定		VI	V	IV	III	II	I
基本評定	採用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

- 6) 完成時評定を行った場合は、基本評定によるV E 評定を次の通り修正する。  
 評価 a：基本評定によるV E 評定を2ランクアップ（例：IV→VI）  
 評価 b：基本評定によるV E 評定を1ランクアップ（例：III→IV）  
 評価 c：基本評定によるV E 評定を1ランクダウン（例：III→II）
- 7) 事後評定でbの場合は、完成時評定後のV E 評定を1ランクダウンする。  
 （完成時評定後の時点でIの場合は、Iとする。）

提案の相手方

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇 〇 〇 〇 印

## V E 提 案 等 評 定 通 知 書

貴社が行ったV E提案等について、V E提案評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

### 記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 技術審査会年月日 平成 〇年 〇月 〇日
- 3 V E 評定  
〇  
〔 基本評定 〇 〕  
〔 完成時評定 〇 〕 【完成時評定を行った場合のみ】  
〔 事後評定 〇 〕 【事後評定を行った場合のみ】
- 4 送付先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社長宛て
- 5 手続き等の問い合わせ先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社〇〇部計画課  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



提案の相手方

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇 〇 〇 〇 印

### VE提案等評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は、〇〇支社に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

1 工事名 〇〇〇〇工事

2 疑問に対する回答

4 送付先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社長宛て

5 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
〇〇支社〇〇部計画課

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別記様式第7

〇〇第 号  
平成 年 月 日

提案の相手方

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 ○ ○ ○ ○ 印

## VE提案等評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

〇〇〇〇工事

2 疑問に対する回答

## 別添1

### VE評価にあたっての留意事項

#### 1. VE評価の対象となる工事

VE評価は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

- ・入札時VE方式、総合評価方式

契約後に技術提案を受け付けるもの

- ・契約後VE方式

#### 2. VE評価の対象となるVE提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすVE提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用としたVE提案でも、要件を満たしているものであればVE評価の対象とする。

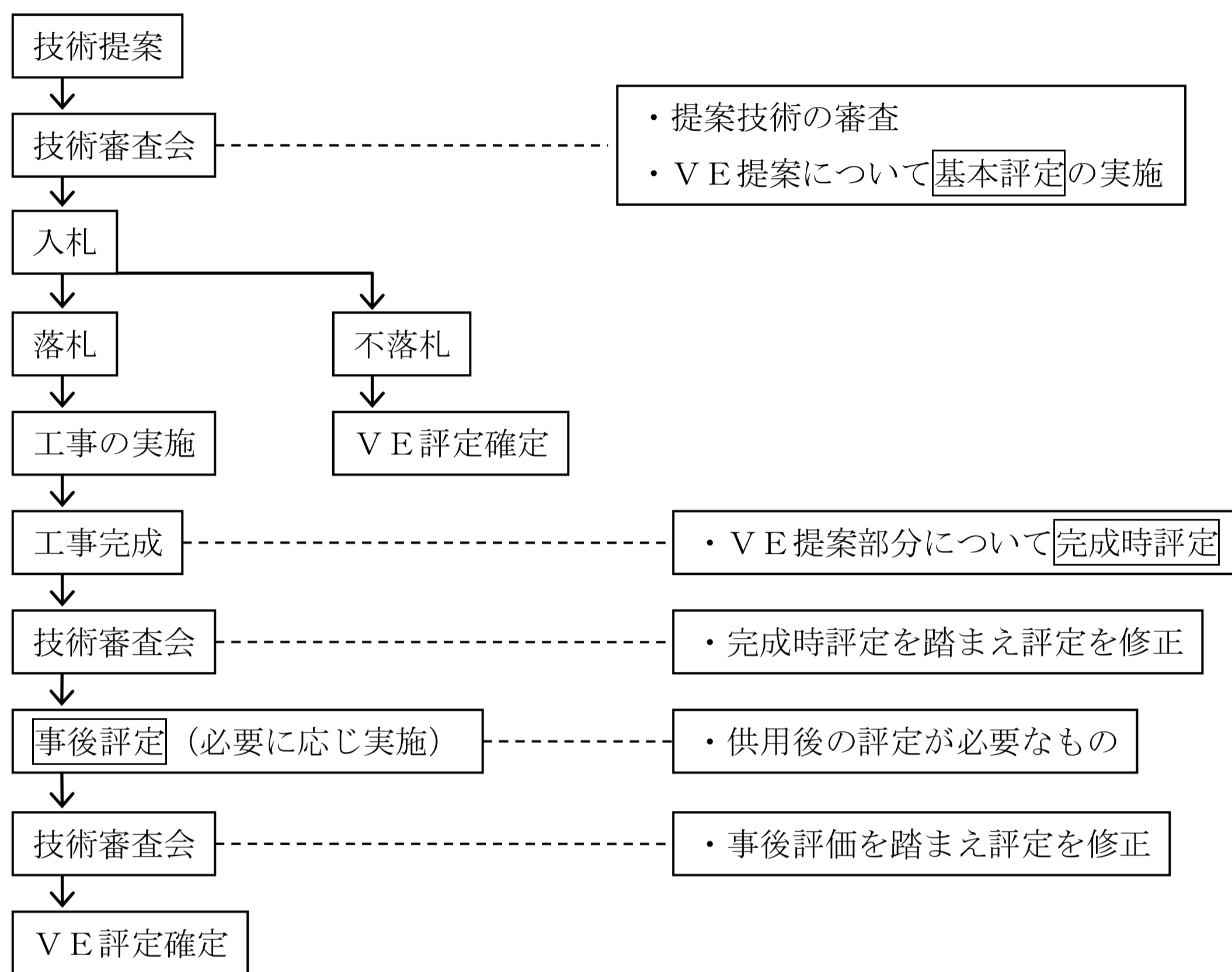
#### <VE評価の対象として認められないVE提案の例>

- ・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- ・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

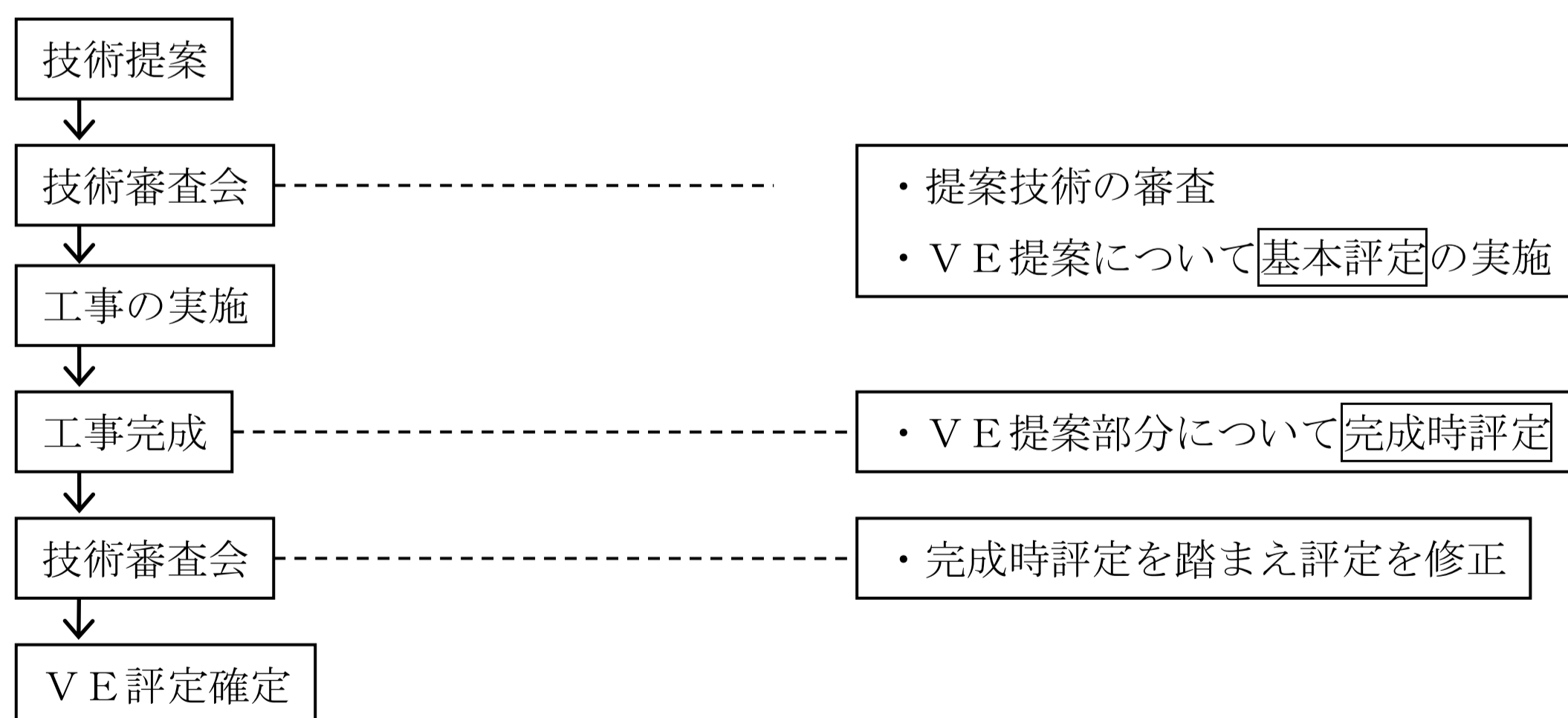
### 3. 評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

- ・ 入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時V E方式・総合評価方式）



- ・ 契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後V E方式）



#### 4. 評価方法

基本評価及び完成時評価・事後評価を踏まえ、以下の通り 6 段階に評価を行う。

##### ○基本評価

以下の通り、基本評価の 3 ランク評価を踏まえた評価を行う。VE 提案は採用されたが落札しなかった場合及び VE 提案が不採用の場合は、基本評価がそのまま最終評価となる。

評価	VI	V	IV	III	II	I
採用			優	良	可	
不採用				優	良	可

##### ○完成時評価

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評価による補正を行う。

- ・評価 a : 基本評価を 2 ランクアップ
- ・評価 b : 基本評価を 1 ランクアップ
- ・評価 c : 基本評価を 1 ランクダウン

(評価例)

基本評価 : 優、完成時評価 : a の場合 VI

基本評価 : 良、完成時評価 : b の場合 IV

基本評価 : 可、完成時評価 : c の場合 I

##### ○事後評価

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあっては、当該性能の測定時に事後評価を行い補正を行う。ただし、完成時評価後の時点で I に相当し、事後評価が評価 b の場合は、I とする。

- ・評価 a : 基本評価を 2 ランクアップ
- ・評価 b : 基本評価を 1 ランクダウン

#### 5. VE 評価の修正

一度決定した評価であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、技術審査会において評価を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、VE 点の抹消も含め検討する。